

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 55 号

函館市地域生涯学習センター条例の一部改正について

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例

函館市地域生涯学習センター条例（平成 16 年函館市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	函館市榎法華総合センター	函館市新浜町 1 5 6 番地 1	を
「	函館市榎法華総合センター	函館市新浜町 1 5 6 番地 1	に
	函館市南茅部総合センター	函館市川汲町 1 5 2 0 番地 4	
			」

改める。

第 6 条第 1 項中「定める」を「，函館市南茅部総合センターにあっては別表第 4 に定める」に改める。

別表第 2 備考中「この表」を「上表」に改める。

別表第 3 備考第 2 項中「この表」を「上表」に改め，同表備考第 4 項中「場合は」の後ろに「，暖房に係る使用料として」を加える。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 6 条関係）

区 分	時 間 区 分			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（正午から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時から午後 9 時ま	全日（午前 9 時から午後 9 時ま

			で)	で)
講堂	3,090円	4,630円	6,180円	12,360円
第1会議室	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
第2会議室 (視聴覚室)	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
第1研修室	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
第2研修室	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
調理室	1,440円	2,470円	3,090円	6,180円

備 考

- 1 商品の宣伝，展示，販売等営利目的で使用する場合は，上表の規定による使用料の額の5割増しの額とする。
- 2 暖房を使用した場合は，暖房に係る使用料として，講堂にあっては使用1時間までごとに1,030円を，講堂以外の使用場所にあつてはそれぞれ使用1時間までごとに300円を徴収する。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

川汲町に南茅部総合センターを設置するため